平成２４年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃　止 ・ 縮　減 ）

No	２

府省庁名　環境省

対象税目	個人住民税　法人住民税　住民税(利子割)　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　　）
見直し項目名	廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置の廃止（自動車部品再利用製品製造設備）
見直し内容（概要）	適用期限の延長を要望しない。
関係条文	地方税法附則第１５条第８項 地方税法施行令附則第１１条第１２項 地方税法施行規則附則第６条第２２項　各条文は別紙参照
増収見込額	＋３１　（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	本税制措置は、自動車部品再利用製品製造設備を取得した自動車解体業者において、取得後３年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価額を５／６とする特例措置を行うもの。制度創設から１１年が経過しており、施策目標であるシュレッダーダストのリサイクル率における法定目標値（平成２７年度以降に７０％）について、平成２０年度から３年連続で前倒しでの達成をしている。今後、解体業者の減少傾向が進む中、本税制措置に係る今後の大幅な利用増加は見込まれないため、適用期限の延長を要望しない。